

クロルフルアズロン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	●	0.05
小麦	●	0.05
大麦	●	0.05
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	●	0.05
そば	●	0.05
その他の穀類 ¹	●	0.05
大豆	● 0.2	1.0
小豆類 ²	●	1.0
えんどう	●	1.0
そら豆	●	1.0
らっかせい	●	1.0
その他の豆類 ³	●	1.0
ばれいしょ	●	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	●	0.1
かんしょ	● 0.05	0.1
やまいも（長いもをいう。）	● 0.05	0.1
こんにゃくいも	●	0.1
その他のいも類 ⁴	●	0.1
てんさい	0.2	0.2
さとうきび	●	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.03	2.0
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.7	2.0
かぶ類の根	●	2.0
かぶ類の葉	●	2.0
西洋わさび	●	2.0
クレソン	●	2.0
はくさい	● 0.3	2.0
キャベツ	● 0.1	2.0
芽キャベツ	●	2.0
ケール	●	2.0
こまつな	●	2.0
きょうな	●	2.0
チンゲンサイ	●	2.0
カリフラワー	● 0.3	2.0
ブロッコリー	● 0.2	2.0
その他のあぶらな科野菜 ⁵	●	2.0
ごぼう	●	2.0
サルシフィー	●	2.0
アーティチョーク	●	2.0
チコリ	●	2.0
エンダイブ	●	2.0
しゅんぎく	●	2.0

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 2	2.0
その他のきく科野菜 ⁶	● 1	2.0
たまねぎ	●	2.0
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.5	2.0
にんにく	●	2.0
にら	●	2.0
アスパラガス	●	2.0
わけぎ	● 0.3	2.0
その他のゆり科野菜 ⁷	●	2.0
にんじん	●	2.0
パースニップ	●	2.0
パセリ	●	2.0
セロリ	●	2.0
みつば	●	2.0
その他のせり科野菜 ⁸	●	2.0
トマト	● 1	2.0
ピーマン	● 1	2.0
なす	● 0.5	2.0
その他のなす科野菜 ⁹	○ 2	2.0
きゅうり（ガーキンを含む。）	●	2.0
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	2.0
しろり	●	2.0
すいか	● 0.05	2.0
メロン類果実	● 0.05	2.0
まくわうり	●	2.0
その他のうり科野菜 ¹⁰	●	2.0
ほうれんそう	●	2.0
たけのこ	●	2.0
オクラ	● 0.5	2.0
しょうが	●	2.0
未成熟えんどう	● 0.7	2.0
未成熟いんげん	○ 2	2.0
えだまめ	● 1	2.0
マッシュルーム	●	2.0
しいたけ	●	2.0
その他のきのこ類 ¹¹	●	2.0
その他の野菜 ¹²	○ 2	2.0
みかん	●	2.0
なつみかんの果実全体	●	2.0
レモン	●	2.0
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	2.0
グレープフルーツ	●	2.0
ライム	●	2.0
その他のかんきつ類果実 ¹³	●	2.0

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
りんご	○ 2	2.0
日本なし	● 0.8	2.0
西洋なし	● 0.8	2.0
マルメロ	●	2.0
びわ	●	2.0
もも	● 0.05	2.0
ネクタリン	●	2.0
あんず（アプリコットを含む。）	●	2.0
すもも（プルーンを含む。）	●	2.0
うめ	●	2.0
おうとう（チェリーを含む。）	● 0.5	2.0
いちご	● 0.5	2.0
ラズベリー	●	2.0
ブラックベリー	●	2.0
ブルーベリー	●	2.0
クランベリー	●	2.0
ハックルベリー	●	2.0
その他のベリー類果実 ¹⁴	●	2.0
ぶどう	● 1	2.0
かき	● 0.5	2.0
バナナ	●	2.0
キウイ	●	2.0
パパイヤ	●	2.0
アボカド	●	2.0
パイナップル	●	2.0
グアバ	●	2.0
マンゴー	●	2.0
パッションフルーツ	●	2.0
なつめやし	●	2.0
その他の果実 ¹⁵	●	2.0
ひまわりの種子	●	2.0
ごまの種子	●	2.0
べにばなの種子	●	2.0
綿実	●	2.0
なたね	●	2.0
その他のオイルシード ¹⁶	●	2.0
ぎんなん	●	2.0
くり	●	2.0
ペカン	●	2.0
アーモンド	●	2.0
くるみ	●	2.0
その他のナッツ類 ¹⁷	●	2.0
茶	10	10
コーヒー豆	●	0.05
カカオ豆	●	0.05
ホップ	●	0.05

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他のスパイス ¹⁸	●	2
その他のハーブ ¹⁹	2	2
牛の筋肉	● 0.02	0.1
豚の筋肉	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	● 0.4	1
豚の脂肪	○ 0.4	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.4	
牛の肝臓	● 0.03	0.1
豚の肝臓	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.03	
牛の腎臓	● 0.02	0.1
豚の腎臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分 ²¹	● 0.03	0.1
豚の食用部分	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.03	
乳	● 0.03	0.1
鶏の筋肉	● 0.02	0.1
その他の家きん ²² の筋肉	● 0.02	0.1
鶏の脂肪	● 0.2	1
その他の家きんの脂肪	● 0.2	1
鶏の肝臓	● 0.02	0.1
その他の家きんの肝臓	● 0.02	0.1
鶏の腎臓	● 0.02	0.1
その他の家きんの腎臓	● 0.02	0.1
鶏の食用部分	● 0.02	0.1
その他の家きんの食用部分	● 0.02	0.1
鶏の卵	● 0.02	0.2
その他の家きんの卵	● 0.02	0.2

●：規制強化品目

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
2. 「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
22. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

クロルメコート

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	●	0.05
小麦	○ 10	5
大麦	○ 3	0.5
ライ麦	○ 8	5
とうもろこし	●	0.05
そば	●	0.05
その他の穀類 ¹	● 6	10
大豆	●	0.1
小豆類 ²	●	0.05
えんどう	●	0.05
そら豆	●	0.05
らっかせい	●	0.1
その他の豆類 ³	●	0.05
ばれいしょ	●	10
さといも類（やつがしらを含む。）	●	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも（長いもをいう。）	●	0.05
こんにゃくいも	●	0.05
その他のいも類 ⁴	●	0.05
てんさい	●	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	●	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	●	0.05
キャベツ	●	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜 ⁵	●	3
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	●	0.05

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他のきく科野菜 ⁶	●	0.05
たまねぎ	●	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	●	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.05
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜 ⁷	●	0.05
にんじん	●	0.05
パースニップ	●	0.05
パセリ	●	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜 ⁸	●	0.05
トマト	●	0.05
ピーマン	●	0.05
なす	●	0.05
その他のなす科野菜 ⁹	●	0.05
きゅうり（ガーキンを含む。）	●	0.05
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	0.05
しろうり	●	0.05
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.05
その他のうり科野菜 ¹⁰	●	0.05
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	10
しいたけ	●	10
その他のきのこ類 ¹¹	●	10
その他の野菜 ¹²	●	0.05
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実 ¹³	●	0.05
りんご	●	0.05
日本なし	●	3

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
西洋なし	● 0.07	3
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず（アプリコットを含む。）	●	0.05
すもも（プルーンを含む。）	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう（チェリーを含む。）	●	0.05
いちご	●	0.05
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハックルベリー	●	0.05
その他のベリー類果実 ¹⁴	●	0.05
ぶどう	● 0.05	1
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	2
その他の果実 ¹⁵	●	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	○ 0.6	0.5
なたね	●	5
その他のオイルシード ¹⁶	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 ¹⁷	●	0.1
茶	●	0.1
ホップ	●	0.1
その他のスパイス ¹⁸	●	0.1
その他のハーブ ¹⁹	●	3
牛の筋肉	○ 0.3	0.2
豚の筋肉	○ 0.3	0.2

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.3	0.2
牛の脂肪	● 0.1	0.2
豚の脂肪	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.1	0.2
牛の肝臓	○ 1	0.1
豚の肝臓	○ 1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 1	0.1
牛の腎臓	○ 1	0.5
豚の腎臓	○ 1	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 1	0.5
牛の食用部分 ²¹	○ 1	0.3
豚の食用部分	○ 1	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 1	0.3
乳	● 0.4	0.5
鶏の筋肉	○ 0.05	0.04
その他の家きん ²² の筋肉	○ 0.05	0.04
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.1	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.1	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	0.1	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1
鶏の卵	0.1	0.1
その他の家きんの卵	0.1	0.1
小麦粉（全粉粒に限る。）		5
小麦粉（全粉粒を除く。）		2
小麦ふすま		10
ライ麦粉（全粉粒に限る。）		4
ライ麦粉（全粉粒を除く。）		3
ライ麦ふすま	○ 26	10
なたね油（食用植物油の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		0.1

●：規制強化品目

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 「小麦粉（全粉粒に限る。）」、「小麦粉（全粉粒を除く。）」及び「小麦ふすま」に設定されているクロルメコートの残留基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「小麦粉（全粉粒に限る。）」、「小麦粉（全粉粒を除く。）」及び「小麦ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。

- * 「ライ麦粉（全粉粒に限る。）」及び「ライ麦粉（全粉粒を除く。）」に設定されているクロルメコートの残留基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「ライ麦粉（全粉粒に限る。）」及び「ライ麦粉（全粉粒を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ライ麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
 - * 「なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油，なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているクロルメコートの残留基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油，なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「なたね」の残留基準値への適・不適を確認する。
1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
 2. 「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
 3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
 4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにやくいも以外のものをいう。
 5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
 6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
 7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
 8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
 9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
 10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
 11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
 12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
 13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
 14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
 15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
 16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
22. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

スピノサド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.1	0.1
小麦	2	2
大麦	2	2
ライ麦	1	1
とうもろこし	2	2
そば	1	1
その他の穀類 ¹	1	1
大豆	0.02	0.02
小豆類 ²	0.02	0.02
えんどう	0.02	0.02
そら豆	0.02	0.02
らっかせい	0.02	0.02
その他の豆類 ³	0.02	0.02
ばれいしょ	0.02	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02	0.02
かんしょ	0.02	0.02
やまいも（長いもをいう。）	0.02	0.02
その他のいも類 ⁴	0.02	0.02
てんさい	0.06	0.06
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.1	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
かぶ類の根	0.1	0.1
かぶ類の葉	10	10
西洋わさび	0.1	0.1
クレソン	10	10
はくさい	○ 10	2
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	10	10
こまつな	10	10
きょうな	10	10
チンゲンサイ	○ 10	2
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜 ⁵	○ 10	2
ごぼう	0.1	0.1
サルシフィー	0.1	0.1
アーティチョーク	0.3	0.3
チコリ	10	10
エンダイブ	10	10
しゅんぎく	10	10
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	10	10
その他のきく科野菜 ⁶	10	10

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	4	4
にんにく	○ 0.1	
にら	5	5
アスパラガス	0.5	0.5
わけぎ	1	1
その他のゆり科野菜 ⁷	○ 4	0.3
にんじん	0.2	0.2
パースニップ	0.1	0.1
パセリ	8	8
セロリ	8	8
みつば	5	5
その他のせり科野菜 ⁸	5	5
トマト	1	1
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜 ⁹	10	10
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
しろうり	0.3	0.3
すいか	● 0.1	0.3
メロン類果実	● 0.1	0.3
まくわうり	● 0.02	0.3
その他のうり科野菜 ¹⁰	10	10
ほうれんそう	10	10
しょうが	0.02	0.02
未成熟えんどう	○ 0.7	0.3
未成熟いんげん	0.3	0.3
えだまめ	0.3	0.3
その他の野菜 ¹¹	10	10
みかん	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	0.3	0.3
レモン	0.3	0.3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.3	0.3
グレープフルーツ	0.3	0.3
ライム	0.3	0.3
その他のかんきつ類果実 ¹²	0.3	0.3
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
マルメロ	0.5	0.5
もも	0.2	0.2
ネクタリン	0.5	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	0.2	0.2
すもも（プルーンを含む。）	0.2	0.2

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
うめ	0.2	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	0.2	0.2
いちご	1	1
ラズベリー	1	1
ブラックベリー	1	1
ブルーベリー	0.4	0.4
クランベリー	○ 0.02	
ハックルベリー	0.3	0.3
その他のベリー類果実 ¹³	1	1
ぶどう	0.5	0.5
バナナ	0.3	0.3
パパイヤ	0.3	0.3
アボカド	0.3	0.3
パイナップル	0.02	0.02
グアバ	0.3	0.3
マンゴー	0.3	0.3
パッションフルーツ	0.7	0.7
なつめやし	0.1	0.1
その他の果実 ¹⁴	0.3	0.3
綿実	0.02	0.02
ぎんなん	○ 0.07	
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1
アーモンド	0.07	0.07
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類 ¹⁵	0.07	0.07
茶	2	2
その他のスパイス ¹⁶	● 2	10
その他のハーブ ¹⁷	10	10
牛の筋肉	2	2
豚の筋肉	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁸ の筋肉	2	2
牛の脂肪	10	10
豚の脂肪	10	10
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	10	10
牛の肝臓	5	5
豚の肝臓	5	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5	5
牛の腎臓	2	2
豚の腎臓	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2
牛の食用部分 ¹⁹	5	5
豚の食用部分	5	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5	5

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
乳	2	2
鶏の筋肉	0.1	0.1
その他の家きん ²⁰ の筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	8	8
その他の家きんの脂肪	1	1
鶏の肝臓	1	1
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.7	0.7
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	1	1
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1
鶏の卵	0.5	0.5
その他の家きんの卵	0.1	0.1
小麦ふすま		2
干しぶどう	1	1
綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.01
綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		0.01
綿実油	0.01	

- ：規制強化品目
- ：規制緩和品目

- * 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
 - * 「小麦ふすま」に設定されているスピノサドの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「小麦ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
 - * 「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているスピノサドの残留基準値については、基準を統合して「綿実油」として残留基準値を設定する。
1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
 2. 「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
 3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
 4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにやくいも以外のものをいう。
 5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
12. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
13. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
14. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アブリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
15. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
16. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
17. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
18. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
19. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
20. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピコキシストロビン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	0.04	0.04
大麦	0.3	0.3
ライ麦	0.04	0.04
とうもろこし	0.04	0.04
そば	0.04	0.04
その他の穀類 ¹	○ 0.3	0.04
大豆	○ 0.06	0.05
小豆類 ²	0.06	0.06
えんどう	0.06	0.06
そら豆	0.06	0.06
その他の豆類 ³	0.06	0.06
やまいも（長いもをいう。）	○ 0.05	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.1	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 15	
かぶ類の根	○ 0.5	
かぶ類の葉	○ 40	
はくさい	2	2
キャベツ	1	1
ブロッコリー	○ 5	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	15	15
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	○ 0.05	
にら	○ 15	
アスパラガス	○ 0.3	
にんじん	○ 0.5	
その他の野菜 ⁴	0.08	0.08
みかん	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	3	3
レモン	3	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3	3
グレープフルーツ	3	3
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実 ⁵	3	3
りんご	2	2
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
もも	0.3	0.3
おうとう（チェリーを含む。）	5	5
ごまの種子	0.08	0.08
なたね	0.08	0.08
その他のオイルシード ⁶	0.08	0.08
その他のスパイス ⁷	10	10

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
牛の筋肉	○ 0.02	
豚の筋肉	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ⁸ の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	○ 0.02	
豚の脂肪	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	
牛の肝臓	○ 0.02	
豚の肝臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	
牛の腎臓	○ 0.02	
豚の腎臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分 ⁹	○ 0.02	
豚の食用部分	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きん ¹⁰ の筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
小麦はい芽	○ 0.2	
小麦ふすま	○ 0.2	
大豆油	○ 0.2	

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 加工食品である「小麦はい芽」、「小麦ふすま」及び「大豆油」については、国際基準が設定されており、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えることから、基準値を設定することとする。

1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
2. 「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

4. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
6. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペニバナの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
7. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
8. 「その他の^{せい}陸棲哺乳類に属する動物」とは、^{せい}陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
9. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
10. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピリベンカルブ

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2
小麦	0.7	0.7
大豆	0.7	0.7
小豆類 ¹	2	2
えんどう	2	2
そら豆	2	2
その他の豆類 ²	2	2
はくさい	10	10
キャベツ	2	2
ブロッコリー	2	2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	20	20
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にら	10	10
アスパラガス	0.5	0.5
にんじん	0.7	0.7
トマト	3	3
ピーマン	○ 2	
なす	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
すいか	0.2	0.2
メロン類果実	0.1	0.1
未成熟えんどう	5	5
未成熟いんげん	2	2
えだまめ	2	2
その他の野菜 ³	5	5
みかん	0.3	0.3
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実 ⁴	5	5
りんご	2	2
日本なし	3	3
西洋なし	3	3
もも	0.5	0.5
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	2	2
すもも（プルーンを含む。）	5	5
うめ	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	10	10
いちご	5	5

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
ぶどう	2	2
かき	1	1
キウイ	0.2	0.2
茶	40	40
その他のスパイス ⁵	20	20
魚介類	0.04	0.04

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。

1. 「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
2. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
3. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
5. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

メタラキシル及びメフェノキサム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.1	0.1
小麦	0.05	0.05
大麦	0.05	0.05
ライ麦	0.05	0.05
とうもろこし	0.05	0.05
そば	0.05	0.05
その他の穀類 ¹	0.05	0.05
大豆	0.05	0.05
小豆類 ²	0.2	0.2
えんどう	0.2	0.2
らっかせい	0.1	0.1
その他の豆類 ³	0.2	0.2
ばれいしょ	0.3	0.3
やまいも（長いもをいう。）	0.4	0.4
こんにやくいも	0.3	0.3
てんさい	0.05	0.05
さとうきび	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	2	2
かぶ類の根	0.3	0.3
かぶ類の葉	0.3	0.3
西洋わさび	0.2	0.2
はくさい	0.3	0.3
キャベツ	0.5	0.5
芽キャベツ	0.2	0.2
こまつな	1	1
きょうな	3	3
チンゲンサイ	2	2
カリフラワー	0.5	0.5
ブロッコリー	0.5	0.5
その他のあぶらな科野菜 ⁴	0.7	0.7
ごぼう	0.05	0.05
しゅんぎく	4	4
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2	2
その他のきく科野菜 ⁵	4	4
たまねぎ	2	2
ねぎ（リーキを含む。）	0.2	0.2
にんにく	○ 3	0.5
アスパラガス	○ 0.2	0.05
わけぎ	0.2	0.2
その他のゆり科野菜 ⁶	0.3	0.3
にんじん	0.4	0.4
パセリ	2	2

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
セロリ	4	4
みつば	2	2
その他のせり科野菜 ⁷	1	1
トマト	2	2
ピーマン	2	2
なす	1	1
その他のなす科野菜 ⁸	1	1
きゅうり (ガーキンを含む。)	1	1
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.2	0.2
すいか	● 0.1	0.2
メロン類果実	0.7	0.7
ほうれんそう	2	2
オクラ	1	1
しょうが	1	1
未成熟えんどう	0.2	0.2
未成熟いんげん	0.2	0.2
えだまめ	0.2	0.2
その他の野菜 ⁹	3	3
みかん	0.2	0.2
レモン	0.7	0.7
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実 ¹⁰	0.7	0.7
りんご	0.2	0.2
日本なし	0.2	0.2
西洋なし	0.2	0.2
マルメロ	0.2	0.2
びわ	0.2	0.2
もも	0.2	0.2
ネクタリン	0.2	0.2
あんず (アプリコットを含む。)	0.2	0.2
すもも (プルーンを含む。)	0.2	0.2
おうとう (チェリーを含む。)	0.2	0.2
いちご	7	7
ラズベリー	0.2	0.2
ブラックベリー	○ 0.7	0.2
ブルーベリー	2	2
その他のベリー類果実 ¹¹	○ 0.7	0.2
ぶどう	1	1
アボカド	0.2	0.2
パッションフルーツ	●	0.2
ひまわりの種子	0.05	0.05
綿実	0.05	0.05
アーモンド	0.4	0.4

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
くるみ	0.4	0.4
カカオ豆（外皮を含まない。）	0.2	0.2
ホップ	10	10
その他のスパイス（種子を除く。）		5
その他のスパイス ¹²	○ 5	
その他のハーブ ¹³	2	2
牛の筋肉	○ 0.05	0.02
豚の筋肉	○ 0.05	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁴ の筋肉	○ 0.05	0.02
牛の脂肪	○ 0.05	0.02
豚の脂肪	○ 0.05	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.02
牛の肝臓	○ 0.3	0.1
豚の肝臓	○ 0.3	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.3	0.1
牛の腎臓	○ 0.7	0.3
豚の腎臓	○ 0.7	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.7	0.3
牛の食用部分 ¹⁵	○ 0.7	0.02
豚の食用部分	○ 0.7	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.7	0.02
乳	0.01	
鶏の筋肉	○ 0.05	0.01
その他の家きん ¹⁶ の筋肉	○ 0.05	0.01
鶏の脂肪	○ 0.05	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.01
鶏の肝臓	○ 0.1	0.06
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	0.06
鶏の腎臓	● 0.1	0.2
その他の家きんの腎臓	● 0.1	0.2
鶏の食用部分	○ 0.1	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	0.01
鶏の卵	○ 0.05	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.01
魚介類	0.1	0.1
とうがらし（乾燥させたもの）		10
乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）		5

●：規制強化品目

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

※ 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているメタラキシル及びメフェノキサムの残留基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。

※ 「その他のスパイス（種子を除く。）」及び「乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）」に設定されているメタラキシル及びメフェノキサムの残留基準値については、基準を統合して「その他のスパイス」として残留基準値を設定する。

1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
2. 「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
9. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
10. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
11. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
12. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
13. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
14. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
15. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
16. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。